

川崎町道の駅開設に伴う健康づくり拠点ニーズ調査業務委託仕様書

1. 業務名称

川崎町道の駅開設に伴う健康づくり拠点ニーズ調査業務委託

2. 事業趣旨

川崎町では、高齢化の進行および生活習慣の変化に伴い、住民の健康維持・増進および介護予防の重要性が高まっている。「スマート運動教室」「自治公民館での運動教室」などの教室を実施し、日常的な運動機会の提供や地域コミュニティの強化を行っている。

今回、令和10年に開業を予定している道の駅に整備予定の交流棟全体を多世代交流施設と位置付け、「新たな健康づくり拠点」として住民の健康づくりを支援する中核となりうる可能性を検討する。

本事業では、道の駅における健康づくり拠点の整備に係る住民ニーズ、利用意向、必要機能（運動機会の提供、健康測定、健康相談、情報発信等）を把握するとともに、既存の各種教室の道の駅への展開、関係機関および民間事業者の参画可能性、運営手法、持続可能性等について整理・分析を行い今後の事業化に向けた基礎資料を作成する。その調査結果を踏まえ、道の駅を活用した健康づくり拠点の具体的な事業案（機能構成、運営モデル、実施手法等）を提案することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4. 契約上限額

金5,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 事業内容

事業内容は次のとおりとする。

（1）ニーズ調査準備

ニーズ調査に先立ち地域の状況を把握するとともに、作業全般にわたる具体的な手法及び工程等の計画の立案を行うとともに、使用する資料、データの収集整理を行う。

（2）ニーズ調査

住民の健康づくり拠点に対する意見・意向を把握するため、ニーズ調査を実施する。

（3）調査結果の整理及び分析

本業務で得られた意見・意向を整理し分析する。

（4）問題・課題の検討

本業務で分析整理を行ってきた内容を踏まえ、健康づくり拠点整備における問題・課題を整理する。

(5) 整備の方針及び具体案の提案

健康づくり拠点整備の方針について整理し、具体的な事業案を提案する。

(6) 提案内容の調整及び修正

提案した事業案について、川崎町の方針に応じ調整及び修正を行う。

6. 契約に関する条件等

(1) 業務の履行に関する措置

川崎町は本業務の履行につき、不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に川崎町に書面で通知しなければならない。

(2) 成果物の著作権利用（二次利用等）

本業務により作成された提案資料その他一切の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しと同時に川崎町に譲渡されるものとする。

受託者は、川崎町及び川崎町の指定する者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。したがって、川崎町は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受託者は媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能なように対応することとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 法令等の遵守

委託業務の実施においては、関係する法令、条例等を遵守して行う。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報取扱特記事項【別記】を遵守しなければならない。

(6) 業務の再委託

ア 受託者は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に再委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を川崎

町に提出し、承認を受けなければならない。なお、受託者は、川崎町から承認を受けた内容を変更しようとするときは同様に承認を受けなければならない。

イ 受託者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、川崎町に対して全ての責任を負うものとする。

ウ 受託者は、本契約の一部を再委託するときは、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(7) その他

その他本書に記載のない事項については協議して別に定めるものとする。